

## 船舶事故調査報告書

令和4年4月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

|   |   |
|---|---|
| 事故種類  | 衝突  |
| 発生日時  | 令和3年8月10日 11時30分ごろ  |
| 発生場所  | 長崎県長崎市三重式見港南西方沖<br>能瀬灯標から真方位184° 1,400m付近<br>（概位 北緯32° 47.5′ 東経129° 43.8′）  |
| 事故の概要   | 漁船第二十七昭徳丸は、東北東進中、また、プレジャーボート煌月Ⅱは、船首を南東方に向けて釣りをしながら漂泊中、両船が衝突した。<br>煌月Ⅱは、船長が負傷し、右舷中央部外板の亀裂等を生じ、また、第二十七昭徳丸は、球状船首部に擦過傷を生じた。   |
| 事故調査の経過   | 令和3年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | A 漁船 第二十七昭徳丸、340トン<br>130885、昭徳水産株式会社<br>53.50m (Lr) × 9.00m × 4.45m、鋼<br>ディーゼル機関、1,140kW、平成3年3月6日<br>B プレジャーボート 煌月Ⅱ、5トン未満<br>292-12759長崎、個人所有<br>5.65m (Lr) × 1.60m × 0.71m、FRP<br>ガソリン機関（船外機）、29.42kW、昭和53年9月 |
| 乗組員等に関する情報  | A 船長A 32歳<br>四級海技士（航海）<br>免許年月日 平成29年3月23日<br>免状交付年月日 令和2年8月25日<br>免状有効期間満了日 令和4年3月22日<br>B 船長B 65歳<br>二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和51年6月4日<br>免許証交付日 令和3年3月15日<br>（令和8年3月14日まで有効）                         |
| 死傷者等  | A なし  |

|       |   |
|-------|---|
|       | B 軽傷 1人（船長B）  |
| 損傷    | A 球状船首部に擦過傷<br>B 右舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷、船外機に濡損  |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約3.3m/s、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期   |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aほか7人が乗り組み、水揚げの目的で、令和3年8月10日03時30分ごろ、三重式見港に向けて長崎県五島市女島北西方沖の漁場を出発した。</p> <p>船長Aは、乗組員が片付け作業を行う中、操舵スタンドの前に立ち、ノースアップ表示で3海里（M）レンジ及び6Mレンジに設定した2台のレーダーを作動させ、針路を三重式見港に向け真方位約070°とし、約14～15ノットの対地速力で、自動操舵により1時間程度航行した後、作業を終えた次直の航海士と当直を交替して降橋し、自室で休息した。</p> <p>船長Aは、11時15分ごろ入港操船の目的で昇橋し、前直の航海士から漁場出発時と同じ針路及び速力の引継ぎを受けて当直につき、操舵スタンドの前に立ち、目視とレーダーで周囲を確認し、航行の支障となる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないと思い、漁獲物荷役装置（漁獲物を水揚げする際に使用する油圧装置）の設置作業（以下「本件作業」という。）を開始させることとした。</p> <p>船長Aは、船内ベルを鳴らして前部甲板に乗組員7人を集めて本件作業に当たらせ、操舵スタンドに肘を付いて前部甲板を覗き込むような前傾姿勢をとり、時々前方を見ながら本件作業に意識を向けていたところ、11時30分ごろA船の右舷側を通過していく転覆状態のB船を認め、手動操舵に切り換えて減速し、A船を反転させて救助に向かった。</p> <p>船長Aは、前部甲板で作業をしていた乗組員がB船の近くに浮いていた船長Bに救命浮環を投げてA船上に引き揚げた後、118番通報するとともに所属会社に本事故の発生を連絡し、来援した巡視艇に船長Bを移乗させ、三重式見港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りの目的で、09時00分ごろ長崎市長崎港の係留場所を出発し、同市平瀬西方沖の釣り場に到着した後、船外機を停止し、船首からパラシュート型シーアンカーを投入して船首を南東方に向け、漂泊して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、後部甲板に座り、左舷側から竿を出して釣りを行っていたところ、西方からB船に向かって来るA船を遠方に初認し、ふだん釣り場では接近する船舶が漂泊中のB船を避けていたので、A船も同様にB船を避けてくれると思い、釣りを続けた。</p> <p>船長Bは、A船の動静を見ていたところ、A船が針路を変えずに接近するので、A船に向かい、立って赤い救命胴衣を振ってB船の存在</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>を気付かせようとしたものの、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、B船が転覆して海に投げ出されたもののA船に救助され、来援した巡視艇に移乗して三重式見港に戻った後、救急車で病院に搬送されて右第8第9肋骨骨折及び頸椎捻挫と診断された。</p> <p>B船は、巡視艇により三重式見港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>   |
| <p>その他の事項</p>  | <p>本件作業は、袋状の網が取り付けられたU字型のステンレス製型枠（縦約1.6m×横約1.4m）にFRP製の柄（長さ約1.1m、直径約0.13m）をボルトで固定して魚をすくう玉網を組み立てた後、漁獲物荷役装置を水揚げする魚倉の位置に移動し、玉網の柄を同装置のローラ部に差し込む作業であり、入港後に乗組員が休息できるよう、ふだんから入港直前に行われていた。</p> <p>船長Aは、本事故時、時々目視により前方を見ていたものの、レーダーを活用して前方を確認していればB船を発見できたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、B船を本事故の約4か月前に中古で購入し、月に1～2回、平瀬西方沖で漂泊して釣りをしていた。</p> <p>船長Bは、固型式救命胴衣を着用していた。</p>   |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、三重式見港南西方沖を東北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、本件作業に意識を向けながら航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本件作業開始後、時々目視により前方を見ていたものの、レーダーをほとんど見ておらず、本件作業に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、入港操船の当直について、目視とレーダーで周囲を確認し、航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、前路に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、三重式見港南西方沖で船首からパラシュート型シーアンカーを投入して船首を南東方に向け、釣りをしながら漂泊中、船長Bが、接近するA船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、接近するA船に向かい、立って赤い救命胴衣を振ってB船の存在を気付かせようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>船長Bは、ふだん、釣り場では接近する船舶が漂流中のB船を避けていたことから、A船がB船を避けてくれると思ったものと考えられる。</p>   |
| 原因    | <p>本事故は、三重式見港南西方沖において、A船が東北東進中、B船が船首を南東方に向けて釣りをしながら漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、本件作業に意識を向けながら航行を続け、また、船長Bが、接近するA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>  |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、甲板作業など特定の作業に意識を向けることなく、周囲の適切な見張りを行うとともに、漂流中の小型船舶を見落とさないよう、レーダーを活用して前方を確認すること。</li> <li>・ 釣りをしながら漂流中の小型船舶の船長は、接近する他船がある場合、自船を避けてくれると思い込まず、余裕のある時期に注意喚起を行い、必要に応じて機関を始動して移動するなど衝突を避ける措置を採ること。</li> </ul> |

付図1 事故発生経過概略図

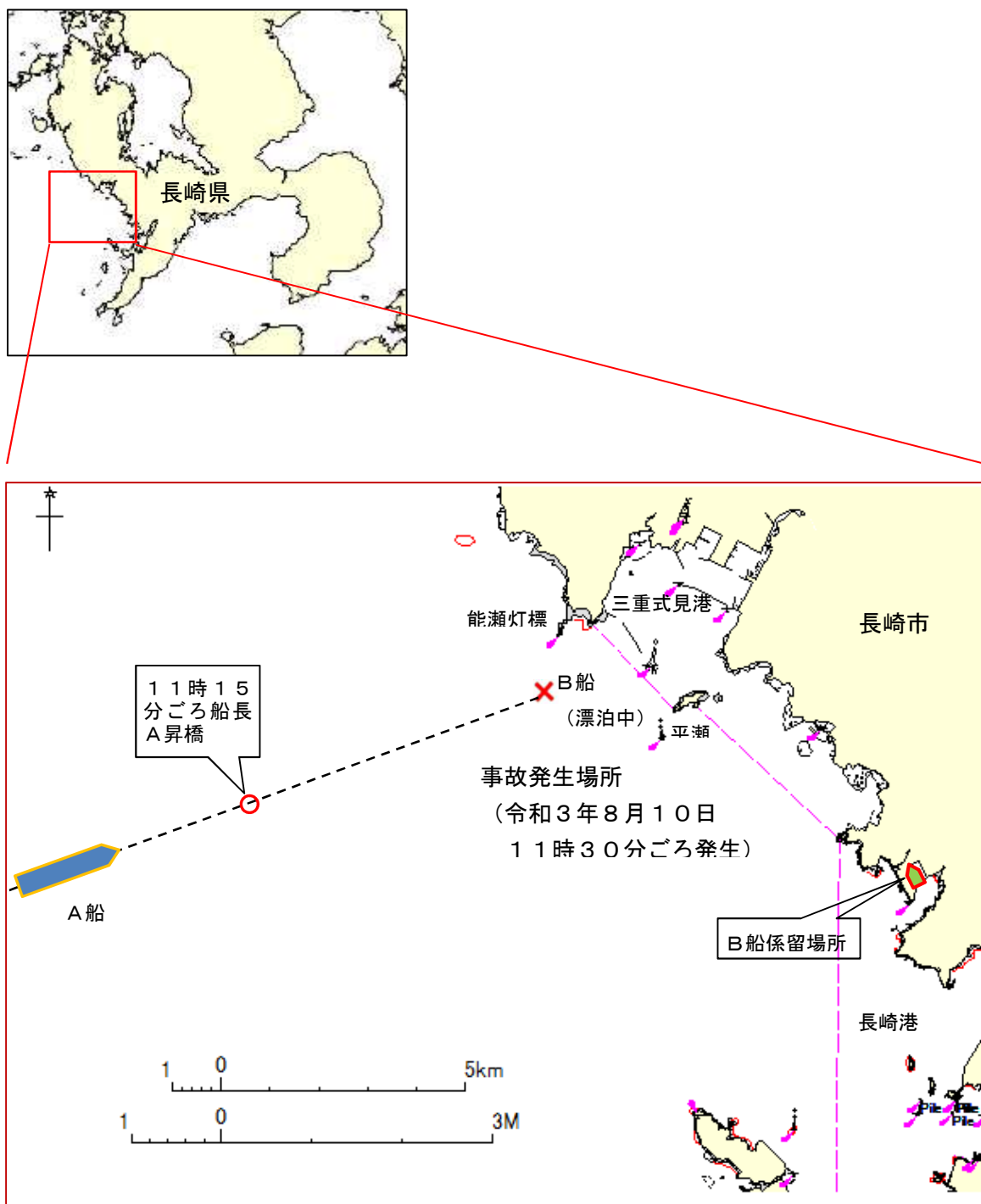


写真1 A船



写真2 B船

